

全ての飲食店に消火器の設置が義務化されます (消防法令改正のお知らせ)

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、これまで設置義務のなかった小規模（150㎡未満）の飲食店も令和元年10月1日から消火器の設置が義務になります。

(令和元年9月30日まで)

延面積		消火器設置義務
150㎡以上	全て	設置義務あり
150㎡未満	全て	設置義務なし（※2）

(令和元年10月1日以降)



150㎡以上	全て	設置義務あり
150㎡未満	火を使用する設備又は器具あり（※1）	設置義務あり
	火を使用する設備又は器具なし	設置義務なし

※1 火を使用する設備又は器具とはガスコンロ、フライヤー、かまど、炭火、カセットコンロ等直火を用いる設備・器具が該当します。IHコンロ等熱源が電気のものとは該当しません。また、火を使用する全ての設備又は器具に次の「防火上有効な措置」がとられている場合は、火を使用する設備又は器具から除外されます。

①調理油過熱防止装置

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置

（調理油過熱防止装置付きには下のマークが付いています。）



②自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放射して火を消す装置

③圧力感知安全装置

過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にカセットボンベからカセットコンロへのガス供給を停止して火を消す装置

鍋からの吹きこぼれ等により火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する「立ち消え安全装置」は防火上有効な措置には該当しません。

※2 消防法による設置義務なしの飲食店においても上球磨消防組合火災予防条例により消火器の設置が必要です。

消火器の点検報告について

設置された消火器は**6か月ごと**に点検を実施し、**1年に1回**消防署へ**点検結果報告書を提出**しなければなりません。点検報告については別紙「自ら行う消火器の点検報告」をご覧ください。